

## 三鷹市適正事務管理制度基本方針

三鷹市は、「明日のまち三鷹」の実現に向け、「都市再生」と「コミュニティ創生」を施策の柱に、きめ細やかな、質の高い行政サービスの提供に努めています。

一方で、近年では、地方自治体の行政事務における法令遵守に対し、市民等から厳しい目が向けられるとともに、より正確かつ適正な事務執行が求められています。

こうした社会的要請に応えつつ、引き続き、質の高い行政サービスを提供するには、財務事務を中心に更なる適正な事務執行を確保するとともに、自律的で持続可能な自治体経営を推進する必要があるため、三鷹市では、「適正事務管理制度」を整備、運用することとし、この基本方針を定めます。

今後は、この基本方針に則った適切なリスク管理を行い、これまで以上に事務の正確かつ適正な執行を確保することで、市民に信頼される市政の実現を目指します。また、この取組の運用に当たっては、適宜その状況等を公表します。

なお、この基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第2項に基づく方針とします。

令和4年4月1日

三鷹市長 河村 孝

### 1 適正事務管理制度の目的

#### (1) 事務の効率的かつ効果的な遂行

限られた経営資源の中で、市民ニーズに的確に対応するため、効率的かつ効果的な事務を遂行します。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

市民に対する説明責任を果たすため、情報の適切な管理及び適正な手続による報告書類の作成等を通じ、財務報告等の信頼性を確保します。

#### (3) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが事務に関わる法令その他の規範を理解し、遵守することにより、適正な事務の執行体制を確立します。

#### (4) 資産の保全

資産の取得、使用、管理及び処分を正当な手続及び承認の下に行うことにより、市の保有する資産の保全及び適正な運用を図ります。

### 2 適正事務管理制度における主な取組

最高責任者である市長のリーダーシップの下、この基本方針に基づき市が組織一丸となって取り組むことができる組織体制やルール等の整備を図ります。また、事務執行におけるリスクの把握と評価を組織的に行うことで、リスクに対する適切な対策を講じます。

これらに併せ、こうした取組が有効に機能していることを確認するための継続的なモニタリングを実施することにより、上記目的の達成を目指します。

### **3 適正事務管理制度の対象とする事務**

法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務

### **4 適正事務管理制度の対象とする組織**

市長の事務部局、各行政委員会の事務局及び議会事務局

### **5 適正事務管理制度に係る庁内推進体制**

(別添のとおり)

(市内推進体制組織図)

(最高責任者)

市長

(適正事務推進会議)

(執行責任者) (統括執行責任者)

企画部担当副市長  
都市整備部担当副市長

総務部担当副市長

(執行責任者)

教育長

(第三者性の確保)

法務監

(推進・評価担当)

適正事務管理制度推進  
(評価) 担当

(各職場における推進体制)

(各部における統括責任者)

部長

部長

部長

(各課における推進員)

課長

課長

課長

職員

職員

職員

市民

(基本方針の公表)  
(評価報告書の公表)

市議会

(評価報告書の提出)

監査委員

(評価報告書の審査)  
(審査意見の記載)

制定（改正）履歴

制定年（改正）月日	決裁番号	備考
令和4年4月1日	3 三総政第591号	制定
令和5年7月1日	5 三総政第207号	一部改正